証券コード　5588
（発送日）2025年３月12日
（電子提供措置の開始日）2025年３月５日

株　主　各　位

東京都港区芝公園二丁目４番１号
ファーストアカウンティング株式会社
代表取締役社長　森　　啓太郎

第９回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第９回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

【当社ウェブサイト】
https://www.fastaccounting.jp/ir/stock/meeting

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show
（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「ファーストアカウンティング」又は「コード」に当社証券コード「5588」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討の上、2025年３月26日（水曜日）午後６時30分までに到着するよう議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。

［インターネットによる議決権行使の場合］
　当社指定の議決権行使ウェブサイト（https://evote.tr.mufg.jp/）にアクセスしていただき、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に表示された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用の上、画面の案内に従って、議案に対する賛否を上記の行使期限までにご入力ください。
　インターネットによる議決権行使に際しましては、後記の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいますようお願い申しあげます。

［書面（郵送）による議決権行使の場合］

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬　具

記

1．日　　時　2025年３月27日（木曜日）午前10時

2．場　　所　東京都港区芝五丁目36番４号
札の辻スクエア　11階　港区立産業振興センター大ホール
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

3．目的事項

報告事項　第９期（2024年１月１日から2024年12月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件

決議事項

第１号議案　取締役７名選任の件

第２号議案　取締役に対するストック・オプションに関する報酬等の決定の件

4．招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

(1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

(2) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

(3) インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

(4) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方１名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

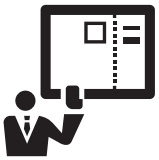

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討の上、議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。
議決権を行使する方法は、以下の３つの方法がございます。

株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日　時

2025年３月27日（木曜日）
午前10時（受付開始：午前9:30）

インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2025年３月26日（水曜日）
午後６時30分入力完了分まで

書面（郵送）で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2025年３月26日（水曜日）
午後６時30分到着分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

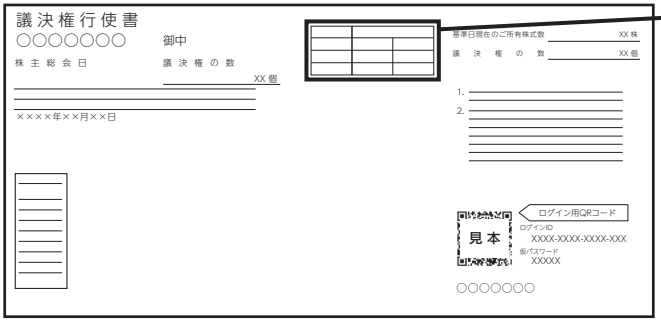

※議決権行使書用紙はイメージです。

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第１号議案

- **全員賛成の場合** ≫ **「賛」の欄に○印**
- **全員反対する場合** ≫ **「否」の欄に○印**
- **一部の候補者に反対する場合** ≫ **「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。**

第２号議案

- **賛成の場合** ≫ **「賛」の欄に○印**
- **反対する場合** ≫ **「否」の欄に○印**

・インターネット等及び書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
・書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。

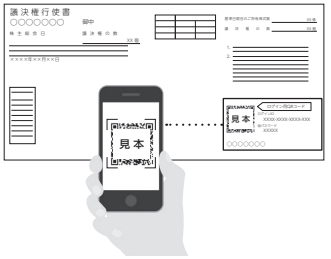

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

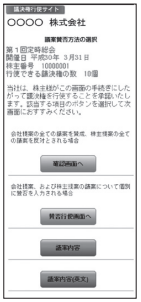

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト　**https://evote.tr.mufg.jp/**

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。

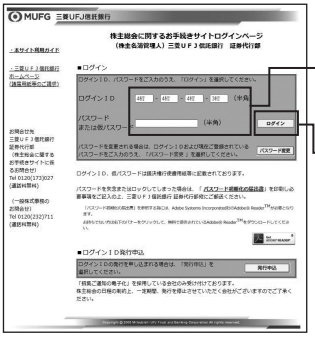

3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

※午前２時30分から午前４時30分までは、議決権行使ウェブサイトの保守・点検のため接続いただくことができません。
※議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料、通信費等は株主様のご負担となります。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部　ヘルプデスク
0120－173－027
（通話料無料／受付時間 9：00～21：00）

事　業　報　告

（2024年 1月 1日から
2024年12月31日まで）

1．会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当社は、「ＡＩ（注１）と最先端技術を活用して、顧客と取引先にシームレスで効率的な商取引を提供し、生産性の向上と社会の発展を支援する。」をミッションとしており、会計分野に特化したＡＩソリューション事業（経理ＡＩ事業）を提供しております。

当事業年度におけるわが国経済は、国内景気の緩やかな回復傾向がみられる一方、不安定な国際情勢に起因する海外景気の下振れや物価の高騰をはじめ、金融資本市場の変動等による景気下振れリスクも存在し、依然として不透明な状況が続いております。

このような状況の中、従来のＡＰＩソリューションサービスである『Robota』シリーズに加え、会計帳票の入力業務及び確認作業を効率的に実施できるクラウド型ＡＩプラットフォームである『Remota』が引き続き好調に推移しております。経理ＤＸ（注２）を推進するエンタープライズを中心に、経費精算や会計帳票の入力業務及び突合業務に加え、メールで受け取った請求書を正確かつ効率的に処理し、また、郵送で受け取った請求書と二重支払いにならないようなチェック機能も搭載することで、ユーザーにとって投資効果が得られる提案を行いました。また、会計ソフトウエアベンダが提供する会計システムへの機能追加や、生成ＡＩを活用した経理業務の判断支援サービスを開始しました。この結果、導入社数が前事業年度末の110件に対して140件と順調に推移しております。

以上の結果、当事業年度における売上高は1,707,072千円（前事業年度比38.5％増）、営業利益は181,753千円（前事業年度比43.8％増）、経常利益は183,575千円（前事業年度比56.4％増）、当期純利益は繰延税金資産の回収可能性を見直した結果、465,191千円（前事業年度比270.1％増）となりました。なお、当社はＡＩソリューション事業（経理ＡＩ事業）の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

（注）１．ＡＩ（Artificial Intelligence、人工知能）とは、コンピュータを用いて「認識、言語の理解、課題解決」などの知能行動を実行する技術です。

２．ＤＸ（Digital transformation、デジタル変革）とは、企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立することです。

② 設備投資の状況

当事業年度中において実施した設備投資の総額は224,695千円（建設仮勘定及びソフトウエア仮勘定含む。）であります。その主な内容は、生成ＡＩ研究開発のための学習用サーバ109,314千円の取得、本社移転に伴う内部造作等により42,189千円の取得、その他はサービス提供のためのソフトウエアの開発及びPC等の取得であります。また、当事業年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

③ 資金調達の状況

当事業年度中において新株予約権が行使されたことに伴い52,267千円の資金調達を行いました。

(2) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

区　　分	第６期 (2021年12月期)	第７期 (2022年12月期)	第８期 (2023年12月期)	第９期 (当事業年度) (2024年12月期)
売上高 (千円)	460,980	785,533	1,232,393	1,707,072
経常利益又は経常損失（△） (千円)	△360,261	△77,502	117,402	183,575
当期純利益又は当期純損失（△） (千円)	△360,551	△78,032	125,691	465,191
１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（△） (円)	△39.62	△8.24	12.89	43.26
総資産 (千円)	655,759	744,061	1,618,832	2,434,092
純資産 (千円)	246,818	168,786	882,698	1,391,913
１株当たり純資産額 (円)	△122.50	△130.74	83.41	127.82

（注）１．当社は、2023年６月30日開催の取締役会決議により、2023年７月19日付で普通株式１株につき1,000株の割合で株式分割を行っております。また、2024年３月19日開催の取締役会決議により、2024年５月１日付で普通株式１株につき２株の割合で株式分割を行っております。第６期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失及び１株当たり純資産額を算定しております。

２．第６期及び第７期の１株当たり純資産額については、優先株主に対する残余財産の分配額を控除して計算しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

③ 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の主な課題は以下のとおりとなります。

① 技術革新への対応

ＡＩ市場においては生成ＡＩに代表されるように日々の技術革新が継続しており、当社が属する業界においても新規参入企業が増加しております。このような中、顧客ニーズの多様化に対応するためには、最先端の技術の研究が必要であり、優秀な人材の確保が必要と考えております。

しかし、優秀な技能を持つ人材の安定的な確保は、同業他社とも競合することから難しい状況となっております。当社は、採用計画に基づき安定的な人材確保が出来ておりますが、今後も継続的に国内外を問わず最先端の技術と経験を有する人材を確保するため、引き続きＡＩトップカンファレンスに論文が採択されるように投稿し、ＡＩ市場における知名度向上を図ることで魅力的で存在感のある企業であることを訴えかけるとともに労働環境や福利厚生の充実にも取り組んでまいります。また社内研修の強化等により人材育成にも努めてまいります。

② カスタマーサクセスの重要性

当社が提供するサービスの内容は、顧客毎の業務プロセスに適応したサービス導入が必要であり、またスキャナ保存制度や電子帳簿保存法等の法令等の改正に伴い顧客のニーズが変化するという特徴があります。そのため顧客ニーズを迅速かつ的確に捉え、より魅力的なサービスを継続的に提供することで解約を未然に防ぎ、また複数サービスの受注により顧客単価向上につながることからカスタマーサクセス（注１）の充実が重要であると考えております。今後も既存顧客等から構成されるユーザー会などを企画運営し、顧客ニーズにマッチしたサービスを提供し続けるための活動を行ってまいります。

③　情報管理体制の強化

当社はサービスの提供過程において、機密情報や個人情報を取り扱う可能性があり、その情報管理を強化していくことが重要であると考えております。「ISO／IEC 27001:2022（JIS Q 27001:2023)」と「ISO／IEC 27017:2015（JIS Q 27017:2016)」に基づき、情報セキュリティ管理責任者を置き、これらを遵守するための社内規程の策定や内部監査体制の整備を行い、アクセス管理など漏洩防止等の対策を講じております。今後も社内教育・研修の実施やシステム整備等を継続して行ってまいります。

④　システムの安定性の確保

当社は顧客に対してインターネットを介したサービスを提供しているため、システムの安定稼働の確保が必要不可欠となっております。そのためアクセスが増加する月末月初は一時的にサーバを増強するとともにサーバ監視システムを導入し突発的なトラブル等が発生しても機動的にサーバを増強できる仕組みを整備することでシステムの安定性を担保しております。定期的にサーバ上でバックアップを行っておりますが、今後は顧客増加に伴うサーバ負荷増大に対応してさらなる安定性確保と効率化に取り組んでまいります。

（注）１．カスタマーサクセス：製品やサービスを通じて顧客の成功を支援することで、契約を継続してアップセルの実現やチャーンを防止することであります。

(5) 主要な事業内容（2024年12月31日現在）

事　業　区　分	事　業　内　容
AIソリューション事業（経理AI事業）	AI-OCR（注１、２）関連及び会計仕訳のアルゴリズムをサービス化したRobotaシリーズとリモートワークでも経理業務を遂行できるように開発したRemotaというプラットフォームを提供

（注）１．AI（Artificial Intelligence、人工知能）とは、コンピュータを用いて「認識、言語の理解、課題解決」などの知能行動を実行する技術です。

２．OCR（Optical Character Recognition／Reader、光学的文字認識）とは、印刷された文字や手書き文字に光を当てて読み取り、デジタルの文字コードに変換する技術やソフトウエアです。

(6) 主要な営業所及び工場（2024年12月31日現在）

本　社	東京都港区芝公園二丁目４番１号

(7) 従業員の状況（2024年12月31日現在）

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
71名（18名）	21名増（１名減）	38.4歳	3.0年

（注）従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマーを含む。）は、年間の平均人員を（ ）に外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（2024年12月31日現在）

該当事項はありません。

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2．株式の状況（2024年12月31日現在）

(1) 発行可能株式総数　37,888,000株

（注）2024年３月19日開催の取締役会決議により、2024年５月１日付で株式分割に伴う定款変更が行われ、発行可能株式総数は18,944,000株増加し、37,888,000株となっております。

(2) 発行済株式の総数　10,870,840株（自己株式106株を含む）

（注）１．2024年３月19日開催の取締役会決議により、2024年５月１日付で普通株式１株につき２株の割合で株式分割を行っており、発行済株式の総数は5,362,640株増加しております。
２．ストック・オプションの行使により、発行済株式の総数は233,600株増加しております。

(3) 株主数　2,697名

(4) 大株主

株主名	持株数（株）	持株比率（％）
森　啓太郎	2,585,200	23.78
MoriSpaceManagement株式会社	2,400,000	22.08
株式会社日本カストディ銀行（信託口、信託Ｂ口）	779,600	7.17
INTERACTIVE BROKERS LLC	695,300	6.40
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	552,600	5.08
株式会社マイナビ	500,000	4.60
DAIWA CM SINGAPORE LTD-NOMINEE ALL STAR SAAS FUND PTE.LTD.	415,000	3.82
中薗直幸	144,140	1.33
津村陽介	105,000	0.97
葛鴻鵬	98,000	0.90

（注）１．持株比率は自己株式（106株）を控除して計算しております。
２．上記持株数のうち、信託業務に係る株式数は、次のとおりであります。
株式会社日本カストディ銀行（信託口、信託Ｂ口）　779,600株
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）　552,600株
３．株式会社日本カストディ銀行については、信託口、信託Ｂ口の持株数を合算して記載しており、その内訳は信託口662,600株、信託Ｂ口117,000株であります。

4．MoriSpaceManagement株式会社は、当社代表取締役社長である森啓太郎の資産管理会社であります。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

該当事項はありません。

3．新株予約権等の状況

(1) 新株予約権の状況

新株予約権の名称	発行決議日	新株予約権の数	新株予約権の目的となる株式の数	新株予約権の行使期間	新株予約権の行使価額（1株当たり）	行使条件
第1回新株予約権	2017年12月16日	3個	6,000株	2019年12月25日～2027年12月24日	5円	注１
第3回新株予約権	2019年３月28日	40個	80,000株	2021年３月29日～2029年３月28日	200円	注1
第4回新株予約権	2020年６月２日	169個	338,000株	2022年６月３日～2030年６月２日	230円	注1
第5回新株予約権	2020年６月１日	22,718個	454,360株	2020年６月３日～2030年６月２日	230円	注2 注3
第6回新株予約権	2022年２月17日	29個	58,000株	2024年２月18日～2032年２月17日	400円	注1
第7回新株予約権	2023年３月23日	65個	26,000株	2025年３月24日～2033年３月23日	400円	注1

（注）１．① 当社の株券が日本国内の証券取引所に上場（以下「上場」という。）された日を経過するまでは、本新株予約権を一切行使することができないものとする。

② 本新株予約権の行使時においても当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員又は社外協力者のいずれかの地位にあることを要する。
ただし、本新株予約権の行使時において当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員又は社外協力者のいずれかの地位にない場合であっても、当社取締役若しくは監査役を任期満了により退任した場合、当社就業規則に規定する当社都合退職した場合、又は本新株予約権を行使できることについて当社取締役会の承認を得た場合にはこの限りではない。

③ 以下の区分に従って、本新株予約権の全部又は一部を行使することができる。
（ⅰ）行使期間開始から１年間は、割当数のうち、その５分の１までについて権利を行使することができる。
（ⅱ）行使期間開始から２年以降３年経過するまでは、割当数のうち、その５分の２までについて権利を行使することができる。
（ⅲ）行使期間開始から３年以降４年経過するまでは、割当数のうち、その５分の３までについて権利を行使することができる。
（ⅳ）行使期間開始から４年以降５年経過するまでの期間は、割当数のうち、その５分の４までについて権利を行使することができる。
（ⅴ）行使期間開始から５年経過以降は、割当数のうち、その全てについて権利を行使すること

ができる。

④ 対象者が死亡した場合は、対象者の相続人は、本新株予約権を行使することはできない。

⑤ 対象者は、前各号の規定に従い、一度の手続において本新株予約権の全部又は一部を行使することができる。ただし、１個の本新株予約権の一部につき行使することはできない。

２．① 本新株予約権の割当てを受けた者（以下、「受託者」という。）は、本新株予約権を行使することができず、かつ、別段の定めがある場合を除き、受託者より本新株予約権の付与を受けた者（以下、「本新株予約権者」という。）のみが本新株予約権を行使できることとする。

② 本新株予約権者は、本新株予約権の割当日から行使期間の満了日までにおいて次に掲げる事由のいずれかが生じた場合には、本新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使することができない。

(a) 460,000円（ただし、上記注３において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする）を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われたとき（ただし、払込金額が会社法第199条第３項・同第200条第２項に定める「特に有利な金額である場合」および普通株式の株価とは異なると認められる価格である場合ならびに当該株式の発行等が株主割当てによる場合等を除く。）。

(b) 460,000円（ただし、上記注３において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする）を下回る価格を行使価額とする新株予約権の発行が行われたとき（ただし、当該行使価額が当該新株予約権の発行時点における当社普通株式の株価と異なる価格に設定されて発行された場合を除く。）。

(c) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、460,000円（ただし、上記注３において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする）を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき（ただし、当該取引時点における株価よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。

(d) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、上場日以降、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が460,000円（ただし、上記注３において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする）を下回る価格となったとき。

③ 本新株予約権者は、本新株予約権を行使する時において、当社または当社の関係会社の取締役、従業員もしくは監査役または顧問もしくは業務委託先であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると当社取締役会が認めた場合は、この限りではない。

④ 本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

⑤ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

⑥ 本新株予約権者は、以下の区分に従って、本新株予約権の全部又は一部を行使することができる。算出される行使可能な本新株予約権の個数に１個未満の端数が生じる場合は、当該端数を切

り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。

(a) 権利行使期間の初日（以下、「開始日」という）から12カ月間
本新株予約権者が受託者より付与を受けた本新株予約権の総数の20%

(b) 開始日から12カ月間を経過した日から12カ月間
本新株予約権者が受託者より付与を受けた本新株予約権の総数の40%

(c) 開始日から24カ月間を経過した日から12カ月間
本新株予約権者が受託者より付与を受けた本新株予約権の総数の60%

(d) 開始日から36カ月間を経過した日から12カ月間
本新株予約権者が受託者より付与を受けた本新株予約権の総数の80%

(e) 開始日から48カ月間を経過した日から行使期間の末日まで
本新株予約権者が受託者より付与を受けた本新株予約権の総数のすべて

3．　当社の代表取締役社長である森啓太郎は、当社の現在及び将来の役職員に対する中長期的な企業価値向上へのインセンティブ付与を目的として、2020年６月１日開催の臨時株主総会決議に基づき、2020年６月３日付で税理士安田信彦を受託者として「時価発行新株予約権信託」（以下「本信託（第５回新株予約権）」といいます）を設定しており、当社は本信託（第５回新株予約権）に対して、会社法に基づき2020年６月３日に第５回新株予約権（2020年６月１日臨時株主総会決議）を発行しております。

第５回新株予約権の分配を受けた者は、当該第５回新株予約権の発行要項及び取扱いに関する契約の内容に従って、当該新株予約権を行使することができます。本信託（第５回新株予約権）は３つの契約（A01からA03まで）により構成され、それらの概要は以下のとおりであります。

なお、2023年5月30日に国税庁より「ストックオプションに対する課税（Q&A）」が公表され、役職員が新株予約権を行使して当社の株式を取得した場合、その経済的利益は給与所得になることが示されましたが、当社は当インセンティブプランを変更することなく継続する方針です。

名称	時価発行新株予約権信託
委託者	森　啓太郎
信託契約日 （信託期間開始日）	2020年６月３日
信託の種類と新株予約権数	（A01）9,000個 （A02）9,000個 （A03）9,000個
信託期間満了日	（A01）当社の株式が初めて金融商品取引所に上場した日から６か月が経過した日 （A02）当社の株式が初めて金融商品取引所に上場した日から２年が経過した日 （A03）当社の株式が東京証券取引所プライム市場又はこれに類する海外の市場に上場した日から６か月が経過した日
信託の目的	当初、委託者から受託者に対して金銭が信託されましたが、受託者による第５回新株予約権の引受け、払込により現時点で（A01）から（A03）までのそれぞれにつき第５回新株予約権27,000個が信託の目的となっております。
受益者適格要件	当社の役員及び従業員のうち、当社の社内規程等に定める一定の条件を満たす者を受益候補者とし、当社が指定し、本信託（第５回新株予約権）に係る信託契約の定めるところにより、受益者として確定した者を受益者とします。 なお、受益候補者に対する第５回新株予約権の配分は、信託ごとに①採用インセンティブパッケージ制度、②貢献度インセンティブパッケージ制度、③貢献度評価ポイント制度、④ＭＶＰポイント制度の４種類に分けられており、新株予約権交付ガイドラインで定められた配分ルール等に従い、評価委員会の決定を経て決定されます。 ①　採用インセンティブパッケージ制度に基づく付与 今後採用される役職員を対象とし、採用時に当社における役職と貢献期待に応じて特定数の本新株予約権を明示したインセンティブパッケージを暫定的に付与し、交付基準日時点で、今後さらに貢献が見込める者と評価委員会が判断した場合に原則として同数の本新株予約権が交付されます。 ②　貢献度インセンティブパッケージ制度に基づく付与 当社の株式が初めて金融商品取引所に上場した時点において貢献度を評価し、上場後の貢献期待に応じて特定数の本新株予約権を明示したインセンティブパッケージを暫定的に付与し、交付基準日時点でさらなる貢献を期待して本新株予約権を交付すべきと評価委員会が判断した場合に原則として同数の本新株予約権を交付されます。 ③　貢献度評価ポイント制度に基づく付与 毎事業年度に一度の人事評価の結果に基づき、ポイントを暫定的に付与し、次号のＭＶＰポイント制度に基づくポイントと合算したうえで、その累計ポイント保有数に応じて、本新株予約権が交付されます。 ④　ＭＶＰポイント制度に基づく付与 取締役の推薦（自薦・他薦を含む。）により選定された役職員を対象とし、選定理由となった過去の特別な貢献を踏まえて、ポイントを暫定的に付与し、交付基準日時点でさらなる貢献を期待して本新株予約権を交付すべきと評価委員会が判断した場合に③の貢献度評価ポイント制度に基づくポイントと合算した上で、累積ポイント保有数に応じて、本新株予約権が交付されます。

(2) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

新株予約権の名称	取締役（社外取締役を除く）		社外取締役		監査役	
	新株予約権の数	保有人数	新株予約権の数	保有人数	新株予約権の数	保有人数
第１回新株予約権	－	－	－	－	３個	１人
第３回新株予約権	21個	１人	－	－	－	－
第４回新株予約権	－	－	－	－	３個	１人
第６回新株予約権	10個	１人	－	－	－	－

(3) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

4．会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況（2024年12月31日現在）

会社における地位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	森　　啓太郎	
取締役ＣＦＯ	津村　陽介	管理部門統括
取締役ＣＴＯ	葛　　鴻鵬	プロダクト開発部門統括
取締役ＣＲＯ	中薗　直幸	マーケティング＆パートナー営業統括部部長
取締役ＣＣＯ	髙塚　佳秀	カスタマーサクセス統括部部長
取締役	牧野　正幸	株式会社パトスロゴス代表取締役
取締役	石関加代子（戸籍名：淺山加代子）	ユニ・チャーム株式会社Financial BPR担当部長
常勤監査役	作野　勝英	
監査役	安本　隆晴	安本公認会計士事務所所長
監査役	大濱　正裕	弁護士法人レイズ・コンサルティング法律事務所 代表弁護士

（注）1．取締役牧野正幸氏及び石関加代子（戸籍名　淺山加代子）氏は、社外取締役であります。
2．監査役全員は、社外監査役であります。
3．監査役安本隆晴氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役大濱正裕氏は、弁護士の資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社は、社外取締役と社外監査役全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第１項各号に定める額の合計額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者である役員等は保険料を負担しておりません。当該保険契約により、被保険者が役員等として職務遂行を行ったことによって負担する損害賠償責任金及び争訟費用の損害を塡補することとしております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

① 取締役及び監査役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社の取締役の報酬等については固定報酬を基本としており、株主総会において決議された報酬総額の限度内で、代表取締役社長森啓太郎が、各取締役の職責や業務執行状況及び会社業績や経済状況等を勘案して原案を作成し、取締役会の決議により毎期、更新・決定しております。取締役の報酬限度額は、2017年１月23日開催の第１回定時株主総会において年額200百万円以内（使用人兼務役員の使用人分給与は含まない。）とし、その配分方法は代表取締役社長に委任する旨が決議され、取締役会設置会社に移行した同年11月24日に改めて、限度額はそのままに配分方法は取締役会に委任する旨の株主総会決議がなされております。なお、同決議時の取締役は３名となっております。また、当事業年度の取締役の報酬等は2024年３月27日開催の取締役会決議で決定しております。

当社の監査役の報酬等については固定報酬を基本としており、株主総会において決議された報酬総額の限度内で監査役の協議により決定しております。監査役の報酬限度額は、2017年11月24日開催の臨時株主総会において年額30百万円以内と決議されております。なお、同決議時の監査役は１名となっております。

なお、役員の報酬等について業績連動報酬は採用しておりません。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

区　　分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 （うち社外取締役）	41,599千円 (6,600)	41,599千円 (6,600)	－	－	8名 (3)
監査役 （うち社外監査役）	11,850 (11,850)	11,850 (11,850)	－	－	3 (3)
合計 （うち社外役員）	53,449 (18,450)	53,449 (18,450)	－	－	11 (6)

（注）１．上表には、2024年３月27日開催の第８回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役１名（うち社外取締役１名）を含んでおります。
２．取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
３．取締役の金銭報酬の額は、2017年１月23日開催の定時株主総会において年額200,000千円以内と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、２名であります。
４．監査役の金銭報酬の額は、2017年11月24日開催の臨時株主総会において年額30,000千円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、１名であります。
5.　上表のほか、使用人兼務取締役の使用人分給与として、43,713千円を支給しております。

③　当事業年度に支払った役員退職慰労金
該当事項はありません。

(5) 社外役員に関する事項

①　他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
・社外取締役牧野正幸氏は、株式会社パトスロゴスの代表取締役であります。株式会社パトスロゴスと当社との間には取引関係はなく、特別の関係はありません。
・社外取締役石関加代子（戸籍名　淺山加代子）氏は、ユニ・チャーム株式会社Financial BPR担当部長であります。ユニ・チャーム株式会社と当社との間には取引関係はなく、特別の関係はありません。
・社外監査役作野勝英氏には、重要な兼職はありません。
・社外監査役安本隆晴氏は、安本公認会計士事務所所長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
・社外監査役大濱正裕氏は、弁護士法人レイズ・コンサルティング法律事務所代表弁護士であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 牧野 正幸	2024年３月27日の就任以降、当事業年度に開催された取締役会12回のうち11回に出席いたしました。 取締役会では、企業経営者の見地から、積極的に意見を述べており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役 石関加代子（戸籍名：淺山加代子）	2024年３月27日の就任以降、当事業年度に開催された取締役会12回の全てに出席いたしました。 取締役会では、大手企業の経理実務の有識者の見地から、積極的に意見を述べており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
監査役 作野勝英	当事業年度に開催された取締役会16回の全てに、また、監査役会14回の全てに出席いたしました。 元上場企業役員の見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の経理並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。加えて、経営会議にも参加し、適宜必要な発言を行っております。
監査役 安本隆晴	当事業年度に開催された取締役会16回のうち15回に、また、監査役会14回のうち13回に出席いたしました。 公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の経理並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。
監査役 大濱正裕	当事業年度に開催された取締役会16回の全てに、また、監査役会14回のうち13回に出席いたしました。 弁護士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社のコンプライアンス体制等について適宜、必要な発言を行っております。

5．会計監査人の状況

(1) 名称　　PwC Japan有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	報　酬　等　の　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	16,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	16,000千円

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6．業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は業務の適正性を確保するための体制として、取締役会決議により「内部統制システムの基本方針」を定め、当該方針に基づいた運営を行っております。「内部統制システムの基本方針」の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(a) 当社は、法令・定款の遵守はもとより社会規範を尊重し、公正で適切な経営を目指し、当社の経営理念であるミッションと行動基準となるバリューを定めるとともに、全社に周知・徹底する。

(b) コンプライアンス規程及びマニュアルを制定し、経営会議においてコンプライアンス推進に関する審議を行うとともに、コンプライアンスに関する教育・研修を適宜開催し、コンプライアンス意識の維持・向上を図る。

(c) 内部通報制度を設け、問題の早期発見・未然防止を図り、適切かつ迅速に対応するとともに、通報者に不利益が無いことを確保するものとする。

(d) 当社は、健全な会社経営のため反社会的勢力との一切の関係を遮断し、また不当な要求はいかなる場合もこれを拒絶する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(a) 取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び文書管理規程及び情報セキュリティ規程に基づき、適切に保存及び管理を行う。

(b) 取締役及び監査役は、これらの文書等を閲覧できるものとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(a) リスク管理規程を制定し、会社の事業活動において想定される各種リスクに対応する組織、責任者を定め、適切に評価・管理する体制を構築する。

(b) 経営会議において、定期的にリスク管理について審議し、事業活動における各種リスクの防止及び損失の最小化を図る。

(c) 緊急事態発生時には、臨時経営会議を開催して情報の収集を行い、社内外への適切な情報伝達を含め、当該緊急事態に対して適切かつ迅速に対処するとともに、取締役会に報告するものとする。

④ 取締役及び使用人の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(a) 取締役会を毎月１回定期的に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。

(b) その他経営に関する重要事項を協議または決議する機関として経営会議を設置する。

(c) 取締役会は、中期経営計画を決議し、管理部はその進捗状況を毎月取締役会に報告する。

(d) 組織規程、業務分掌規程、職務権限規程を定め、取締役の職務及び権限、責任の明確化を図る。
(e) 内部監査責任者は、当社の内部監査を実施し、その結果を代表取締役社長に報告する。

⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

(a) 監査役の求めに応じて、当社の使用人を任命し、当該監査業務の補助に当たらせる。
(b) 監査役より監査役の補助の要請を受けた使用人は、取締役及び上長の指揮・命令は受けないものとする。
(c) 当該使用人の人事異動については、監査役の同意を得るものとする。

⑥ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

(a) 監査役は、取締役会のほか経営会議等重要な会議に出席し、取締役及び使用人から職務執行状況の報告を求めることができる。
(b) 取締役及び使用人は、監査役からの業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告するものとし、当該報告を行ったことを理由として不利益な取り扱いを行わない。
(c) 取締役及び使用人は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与える恐れのある事実を発見したときには、速やかに管理部及び担当役員に報告し、管理部は監査役に報告する。

⑦ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(a) 監査役は、代表取締役と随時意見交換を行い、相互の意思疎通を図る。
(b) 監査役は、監査法人及び内部監査責任者と定期的に情報交換を行い、相互の連携を図る。
(c) 監査役は、監査業務に必要と判断した場合は、会社の費用負担にて弁護士、公認会計士、その他専門家の意見を聴取することができる。
(d) 監査役の職務の執行について生ずる費用について、監査役からその前払又は償還を求められたときには、職務の執行に必要ないと認められる場合を除き、当社は遅滞なくこれに応じることとする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 全般

「内部統制システムの基本方針」に基づいた運用を行っております。コンプライアンスに関する事項はすべての取締役及び監査役が参加するコンプライアンス推進会議で、リスク管理に関する事項は経営会議において、四半期に一度それぞれその運用状況を監視し、継続的な見直しを行っております。

② コンプライアンス体制

当社は、コンプライアンス意識の浸透のため、役職員に対し年に１度、コンプライアンス研修を実施しております。また、四半期ごとのコンプライアンス推進会議において、当社事業を取り巻く法令の改正を確認しております。コンプライアンスにかかる問題の未然防止・早期発見を図るため、内部通報窓口（社内及び社外）に設置しているほか、取引先等からの窓口として外部通報窓口も設置しております。

③ 取締役の職務執行

経営会議は毎週１回開催しており、常勤監査役が出席しております。

取締役会は原則として毎月１回開催し、取締役及び監査役出席のもと、報告及び議案の決議を行うとともに、取締役の職務執行の状況等を監督しております。また、内部監査において、各部門の職務執行の状況等を確認し、必要に応じて改善を図っております。

④ 監査役の職務執行

監査役会は原則として毎月１回開催し、各監査役の監査実施状況の報告や監査役間の協議等を行っております。また、常勤監査役が経営会議をはじめとする重要会議等に出席することにより、監督機能の強化を図っております。また、監査役は、会計監査人、内部監査人と定期的に会合し、内部統制の整備状況等について意見交換を行い、監査の実効性を確保しております。

７．会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

８．剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を経営上の重要課題の一つと認識しておりますが、利益配分につきましては、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続して実施していくことを基本方針としております。

また当社は、「剰余金の配当等会社法第459条第１項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず、取締役会の決議によって定める。」旨定款に定めております。

当事業年度の配当につきましては、上記方針に基づき、税引前当期純利益から実効税率に基づく税金費用を控除した額の10%として、１株当たり1.20円の配当を実施することを決定しました。この結果、当事業年度の配当性向は2.8%となりました。

なお、今後につきましては配当性向を20%と設定し、配当を行っていく方針であります。

貸借対照表

(2024年12月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	**1,719,726**	**流動負債**	**1,003,022**
現金及び預金	1,603,250	未払金	190,064
売掛金	25,848	未払費用	92,486
契約資産	17,848	未払法人税等	32,140
前払費用	72,547	契約負債	658,620
その他	231	預り金	4,924
固定資産	**714,365**	その他	24,788
有形固定資産	**257,929**	**固定負債**	**39,156**
建物附属設備	73,431	資産除去債務	39,156
工具、器具及び備品	173,488	**負債合計**	**1,042,179**
建設仮勘定	11,009	(純資産の部)	
無形固定資産	**81,505**	**株主資本**	**1,389,527**
ソフトウエア	74,465	**資本金**	**380,493**
ソフトウエア仮勘定	7,040	**資本剰余金**	**426,444**
投資その他の資産	**374,930**	資本準備金	421,773
出資金	60	その他資本剰余金	4,671
繰延税金資産	345,007	**利益剰余金**	**582,707**
差入保証金	29,862	その他利益剰余金	582,707
		繰越利益剰余金	582,707
		自己株式	**△117**
		新株予約権	**2,385**
		純資産合計	**1,391,913**
資産合計	**2,434,092**	**負債純資産合計**	**2,434,092**

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（ 2024年 1月 1日から
2024年12月31日まで ）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**1,707,072**
売上原価		**506,676**
売上総利益		**1,200,396**
販売費及び一般管理費		**1,018,642**
営業利益		**181,753**
営業外収益		
受取利息	0	
受取配当金	1	
違約金収入	1,971	
雑収入	78	2,050
営業外費用		
支払利息	229	229
経常利益		**183,575**
税引前当期純利益		**183,575**
法人税、住民税及び事業税	33,323	
法人税等調整額	△314,938	△281,615
当期純利益		**465,191**

（注）金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（ 2024年 1月 1日から
2024年12月31日まで ）

（単位：千円）

	株主資本								新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
当期首残高	354,134	395,414	4,671	400,086	125,691	125,691	△49	879,863	2,835	882,698
当期変動額										
新株の発行（新株予約権の行使）	26,358	26,358		26,358				52,716		52,716
剰余金の配当					△8,175	△8,175		△8,175		△8,175
自己株式の取得							△68	△68		△68
当期純利益					465,191	465,191		465,191		465,191
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									△449	△449
当期変動額合計	26,358	26,358	－	26,358	457,015	457,015	△68	509,664	△449	509,214
当期末残高	380,493	421,773	4,671	426,444	582,707	582,707	△117	1,389,527	2,385	1,391,913

（注）金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備	3年～15年
工具、器具及び備品	3年～ 8年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（3年）に基づいております。

(2) 収益及び費用の計上基準

当社は、AI-OCR関連と会計仕訳のアルゴリズムをサービス化したRobotaシリーズと、リモートワークでも経理業務を遂行できるように開発したRemotaというプラットフォームを提供しております。

当社のＡＩソリューションサービスはSaaS型のクラウドサービスであり、顧客との契約から生じる収益は、継続的にクラウドサービスを提供することにより発生する月額課金、顧客のクラウドサービスの利用量に応じて発生する従量課金、及び導入に際して発生する初期設定サービスや顧客の要望に応じて提供するカスタマイズサービス等である初期費用から構成されております。

月額課金については、当社のクラウドサービスを契約期間にわたって継続的に顧客に提供することで履行義務を充足する取引であると判断しているため、契約期間にわたって定額で収益を認識しております。

従量課金については、顧客の利用時に履行義務を充足する取引であると判断しているため、利用時点で収益を認識しております。

初期費用については、初期設定サービス等の提供に応じて履行義務を充足する取引であると判断しているため、提供したサービスの進捗度を合理的に見積り、当該進捗度に応じて収益を認識しております。

履行義務の対価は、履行義務を充足してから概ね１ヶ月以内又は前受けにより受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

2．会計上の見積りに関する注記

(繰延税金資産の回収可能性)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額　　345,007千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

当社は、過去及び当事業年度の経営成績、税務上の欠損金の発生状況、取締役会で承認された事業計画を基礎として一時差異等加減算前課税所得を合理的に見積り、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用

指針」（企業会計基準適用指針第26号）に基づき、各要件に従い企業分類を行い、当該企業分類に基づき、翌期以降の一時差異等加減算前課税所得の見積額に基づいて、将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金の解消時期をスケジューリングし、翌期以降の一時差異等のスケジューリングの結果、繰延税金資産を見積られる金額を計上しております。

② 主要な仮定

将来の合理的な見積り可能期間における一時差異等加減算前課税所得の見積りを行うにあたっては、過年度実績を基に、策定時に入手可能な情報、事業環境を考慮して決定された売上高、売上原価及び販売費及び一般管理費の将来予測を含んだ事業計画を基礎としております。これらの将来予測は、月額課金の新規導入社数、顧客単価、予想解約率、従量課金売上の成長率及び初期費用の受注金額並びに新規採用人数といった一定の仮定に基づき算定しております。これらのうち、月額課金の新規導入社数が主要な仮定に該当します。

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得の見積りに依存するため、経済環境等に大幅な変化が生じたこと等により、見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じ減少した場合、翌事業年度以降の繰延税金資産の回収可能性に重要な影響を及ぼす可能性があります。

（履行義務の充足に係る進捗度の見積りによる収益認識）

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額　　42,088千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

当社は、一定の期間にわたり充足される履行義務については、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を認識しております。進捗度の見積りにあたっては見積総工数に対する発生した実際工数の割合で算出しております。収益については、見積総工数に対する発生した実際工数の割合に契約金額を乗じて算出しており、契約金額は、契約書又は注文書に基づいております。

② 主要な仮定

一定の期間にわたり履行義務を充足し収益を認識する方法における主要な仮定は、見積総工数であり、見積総工数は、類似する過去の開発案件での実際工数、開発の難易度及び開発要員のスキル等を総合的に勘案して算定しております。

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

履行義務の充足に係る進捗度は、当初予見できなかった事象の発生等により見積総工数の変化が生じた場合、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。

3．貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額　　124,352千円

4．株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式　　10,870,840株

(2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数
普通株式　106株

(3) 剰余金の配当に関する事項
① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年2月29日取締役会	普通株式	8,175	1.55	2023年12月31日	2024年3月13日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年2月28日取締役会	普通株式	利益剰余金	13,044	1.20	2024年12月31日	2025年3月13日

(4) 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数
普通株式　936,360株

5．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項
① 金融商品に対する取組方針
当社は、資金運用については、安全性の高い短期的な預金等に限定しております。資金調達については、資金計画に基づき事業に必要な資金を第三者割当増資、及び銀行借入によって調達しております。なお、デリバティブ取引は行っておりません。
② 金融商品の内容及びそのリスク
営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。
差入保証金は、本社事務所等の賃貸に伴うものであり、差入先の信用リスクに晒されております。
営業債務である未払金は、１年以内の支払期日であり、流動性リスクに晒されております。
③ 金融商品に係るリスク管理体制
(a) 信用リスクの管理
当社は、与信管理規程に基づき取引先の状況を定期的にモニタリングし、また、必要に応じて与信限度額の改定の要否を検討するとともに、取引先ごとの入金及び残高を適時に管理することで信用リスクの低減を図っております。
(b) 資金調達に係る流動性リスクの管理
当社は、管理統括部において資金繰り表を作成し、適時に更新すること等により流動性リスクを管理しております。

④　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。また、「現金及び預金」、「売掛金」、「未払金」及び「未払法人税等」については、現金であること及び短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

当事業年度（2024年12月31日）

	貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
差入保証金	29,862	29,010	△851
資産計	29,862	29,010	△851

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当事業年度（2024年12月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
差入保証金	－	29,010	－	29,010
資産計	－	29,010	－	29,010

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

差入保証金

合理的に見積った将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

６．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払賞与	7,835千円
未払事業税	3,932千円
減価償却超過額	11,170千円
資産除去債務	11,989千円
税務上の繰越欠損金	315,208千円
その他	5,228千円
繰延税金資産合計	355,364千円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△10,357千円
繰延税金負債合計	△10,357千円
繰延税金資産の純額	345,007千円

７．関連当事者との取引に関する注記

役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
役　員	津村　陽介	－	－	当社取締役CFO	（被所有）直接　1.0	－	ストック・オプションの権利行使（注）1	12,000	－	－
役　員	葛　　鴻鵬	－	－	当社取締役CTO	（被所有）直接　0.9	－	ストック・オプションの権利行使（注）2	11,840	－	－

（注）１．2019年３月28日開催の取締役会決議に基づき付与されたストック・オプションの当事業年度における権利行使を記載しております。

2．2017年12月16日開催の取締役会決議及び2019年３月28日開催の取締役会決議に基づき付与されたストック・オプションの当事業年度における権利行使を記載しております。

8． 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、ＡＩソリューション事業（経理ＡＩ事業）の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は以下のとおりであります。

（単位：千円）

	当事業年度
月額課金	1,399,366
従量課金	212,877
初期費用	89,771
その他	5,057
顧客との契約から生じる収益	1,707,072
その他の収益	－
外部顧客への売上高	1,707,072

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「1．重要な会計方針に係る事項に関する注記 (2) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

（単位：千円）

	当事業年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	33,234
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	25,848
契約資産（期首残高）	－
契約資産（期末残高）	17,848
契約負債（期首残高）	446,580
契約負債（期末残高）	658,620

契約資産は主に初期設定サービス等の顧客との契約における進捗度に基づいて認識した収益に係る未請求の対価であり、当社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

契約負債は主に月額課金に関して履行義務の充足の前に一括で受領した前受金であり、履行義務の充足による収益の計上に伴い取り崩されます。当事業年度において、契約負債が増加した理由は、前述の取引に基づく前受金の増加であり、当事業年度末で契約社数が増加したことによるものであります。当事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債に含まれていた額は、439,186千円であります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当事業年度
1年以内	1,427,001
1年超2年以内	603,682
2年超3年以内	317,243
3年超4年以内	81,147
4年超5年以内	25,623
5年超	10,080
合計	2,464,778

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たりの純資産額　127円82銭

(2) 1株当たりの当期純利益　43円26銭

当社は、2024年3月19日開催の取締役会決議により、2024年5月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たりの純資産額及び1株当たりの当期純利益を算定しております。

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年２月26日

ファーストアカウンティング株式会社
　取締役会　御中

PwC Japan有限責任監査法人
　東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	若　山　聡　満
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山　本　　剛

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ファーストアカウンティング株式会社の2024年1月1日から2024年12月31日までの第9期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2024年１月１日から2024年12月31日までの第9期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1)　監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2)　各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①　取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。

②　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項および当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断およびその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年2月27日

ファーストアカウンティング株式会社 監査役会

常勤監査役　作 野 勝 英　　印
社外監査役　安 本 隆 晴　　印
社外監査役　大 濱 正 裕　　印

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　取締役７名選任の件

取締役全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役７名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	森　啓太郎（もり　けいたろう） (1974年６月３日)	2000年４月　ソフトバンク株式会社入社 2001年７月　アカマイ・テクノロジーズ合同会社　営業本部長 2011年３月　ホワイト・コンタクト株式会社設立　代表取締役 2012年４月　ホワイトフード株式会社　代表取締役 2016年６月　当社設立　代表取締役社長（現任）	2,585,200株
2	※　松田　顕（まつだ　あきら） (1975年10月27日)	1998年４月　HMVジャパン株式会社入社 1999年７月　有限会社ブライアンコンピューター入社 2000年７月　個人事業主としてソフトウェアエンジニアリング業開業 2003年３月　有限会社ワンダーウォール設立　代表取締役 2011年５月　Dozens株式会社設立　代表取締役 2017年12月　当社入社 2020年３月　当社プロダクト開発部長 2021年８月　当社社長室長（現任）	24,000株

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
3	中薗　直幸（なかぞの　なおゆき） (1973年12月３日)	1996年４月　日本デジタルイクイップメント株式会社入社 2001年４月　日本マイクロソフト株式会社入社 2015年９月　同社エンタープライズソリューション統括本部デバイス＆モビリティ本部長 2017年11月　UiPath株式会社　パートナーソリューション本部長 2020年11月　当社マーケティング＆パートナー営業部長 2021年３月　当社取締役CRO（現任）	144,140株
4	※ 上村　朗（かみむら　あきら） (1964年5月24日)	1988年４月　藤沢薬品工業株式会社（現：アステラス製薬株式会社）入社 2008年４月　アステラス製薬株式会社　財務統括部長 2017年４月　同社経理部長兼アステラス・アムジェン・バイオファーマ株式会社（現アムジェン株式会社）監査役 2019年５月　KHネオケム株式会社入社　財務部長 2020年３月　同社執行役員コーポレート担当（財務、広報、IR）兼財務部長 2021年４月　同社執行役員　経理財務部長（現任）	―

<table>
<tr><th>候補者
番号</th><th>氏名
（生年月日）</th><th>略歴、当社における地位及び担当
（重要な兼職の状況）</th><th>所有する
当社の株式数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">5</td><td>牧野（まきの）　正幸（まさゆき）
（1963年2月5日）</td><td>1996年７月　株式会社ワークスアプリケーションズ設立
2000年９月　同社代表取締役
2020年１月　株式会社メディアドゥホールディングス（現株式会社メディアドゥ）顧問
2020年５月　近畿大学情報学研究所客員教授（現任）
2020年６月　パス株式会社　取締役
2020年10月　株式会社パトスロゴス　代表取締役（現任）
2023年12月　株式会社オークファン　社外取締役（現任）
2024年３月　当社社外取締役（現任）
（重要な兼職の状況）
株式会社パトスロゴス代表取締役</td><td>－</td></tr>
<tr><td colspan="3">【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】
牧野正幸氏を社外取締役候補者とした理由は、株式会社ワークスアプリケーションズにおける経営者としての豊富な経験と高い見識を当社の経営に反映していただくためであります。選任後は、独立の立場で企業経営の知見に基づき、当社業務執行取締役の適正な職務執行を監督していただくことを期待しております。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">6</td><td>※
三村（みむら）　真宗（まさむね）
（1969年８月15日）</td><td>1993年４月　SAPジャパン株式会社入社
2006年10月　マッキンゼー・アンド・カンパニー入社
2008年５月　日本マイクロソフト入社
2009年４月　ベータープレイス・ジャパン株式会社入社
2011年10月　株式会社コンカー入社　代表取締役
2023年８月　株式会社インテグリティ・ヘルスケア社外取締役（現任）
2024年６月　株式会社U-ZERO設立　代表取締役（現任）
2024年12月　株式会社プレイド　社外取締役（現任）
（重要な兼職の状況）
株式会社U-ZERO代表取締役</td><td>20,000株</td></tr>
<tr><td colspan="3">【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】
三村真宗氏を社外取締役候補者とした理由は、株式会社コンカーにおける経営者としての豊富な経験と高い見識を当社の経営に反映していただくためであります。選任後は、独立の立場で企業経営の知見に基づき、当社業務執行取締役の適正な職務執行を監督していただくことを期待しております。</td></tr>
</table>

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
7	いしぜき　かよこ 石関　加代子 (戸籍名： あさやま　かよこ 淺山　加代子) (1964年12月28日)	1985年４月　ソニー株式会社（現ソニーグループ株式会社）入社 2017年４月　ソニーコーポレートサービス株式会社経理企画推進部統括部長 2022年10月　ユニ・チャーム株式会社　Financial BPR担当部長（現任） 2024年３月　当社社外取締役（現任） （重要な兼職の状況） ユニ・チャーム株式会社　Financial BPR担当部長	―
	【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 石関加代子氏を社外取締役候補者とした理由は、ソニーグループ及びユニ・チャーム株式会社における経理のスペシャリストとしての豊富な経験と高い見識を有しているためであります。選任後は、それらを当社サービス開発への助言・監督に反映していただくことを期待しております。 なお、石関氏は、会社経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。		

（注）１．※印は、新任の取締役候補者であります。
２．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
３．牧野正幸氏、三村真宗氏及び石関加代子氏は、社外取締役候補者であります。
４．当社は、社外役員として独立性の高い適切な人材を迎えられるよう、定款において、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外役員との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定めております。牧野正幸氏、三村真宗氏及び石関加代子氏が選任され、就任した場合には、再任の牧野正幸氏及び石関加代子氏との間では前年度に締結した責任限定契約を継続し、新任の三村真宗氏との間では責任限定契約を締結する予定であります。なお、当該責任限定契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額であります。
５．当社は、保険会社との間で会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者がその職務執行に関して負った損害賠償金や争訟費用等の損害を当該保険契約によって填補することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
６．牧野正幸氏、三村真宗氏及び石関加代子氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、各氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
７．上村朗氏は、2025年３月に当社に入社予定であります。

第２号議案　取締役に対するストック・オプションに関する報酬等の決定の件

当社の取締役の報酬等は、2017年１月23日開催の第１回定時株主総会において年額200百万円以内（使用人兼務役員の使用人給与は含まない）とするご承認をいただいておりますが、取締役の中長期的な業績向上と企業価値向上に対する貢献意欲や士気をより一層高め、株価上昇によるメリットのみならず、株価変動によるリスクまでも株主の皆さまと共有することを目的として、当該報酬等の額とは別枠にて、取締役（社外取締役を除く）に対して年額120百万円以内（年1,200個以内）、社外取締役に対して年額12百万円以内（年120個以内）の範囲でストック・オプションとして新株予約権を割り当てることにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、上記の報酬枠は、本定時株主総会の日から１年以内に限るものとします。

本議案における報酬額の上限、発行される新株予約権の総数その他の本議案に基づく対象取締役に新株予約権を割り当てる条件は、上記の目的、当社の業況、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針その他諸般の事情を考慮して決定しております。

また、本議案における新株予約権を発行した場合の希薄化割合は最大約1.2%であり、その希薄化割合は軽微であることから、当該報酬等の内容は相当なものであると考えております。

なお、2025年２月26日時点における当社の潜在株式は827,480株（当該潜在株式数が発行済株式総数（自己株式数を除く。）に占める割合は約7.5%）であります。

また、当社は対象取締役に対して、新株予約権の募集事項の決議日において当社の取締役の地位にあることを条件に、当社の取締役会決議に基づき新株予約権を割り当てるものとします。

なお、ストック・オプションの報酬等の額は、新株予約権を割り当てる日において算出した新株予約権１個当たりの公正価格に、割り当てる新株予約権の総数を乗じて得た額となります。

現在の当社取締役は７名（うち社外取締役2名）でありますが、第１号議案「取締役７名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役の員数は７名（うち社外取締役３名）となります。

記

１．当社の取締役に対するストック・オプションとしての新株予約権の内容

（１）新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は１個当たり100株とする。

ただし、本総会決議の日後、当社が普通株式につき、株式分割（当社普通株式の無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合、付与株式数を次の計算により調整する。

調整後付与株式数　＝　調整前付与株式数　×　分割又は併合の比率

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、取締役会において必要と認められる付与株式数の調整を行うことができる。

なお、上記の調整の結果生じる１株未満の端数は、これを切り捨てる。

（２）新株予約権の総数

本定時株主総会の日から１年以内に割り当てる新株予約権の数は取締役（社外取締役を除く）に対し1,200個、社外取締役に対し120個を上限とする。ただし、本総会終結の日以後において、上記（１）に定める場合に該当する場合には、同様の調整を行うものとする。

（３）新株予約権の払込金額

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。なお、インセンティブ報酬として付与される新株予約権であり、金銭の払込みを要しないことは有利発行には該当しない。

（４）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式１株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に当該新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じて得た金額とし、１円未満の端数は切り捨てる。ただし、その金額が割当日の終値（当日に終値がない場合には、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、割当日の終値とする。

なお、割当日後に株式の分割、株式の併合又は株式無償割当を行う場合等、上記払込みすべき金額の調整を必要とするときは、行使価額をそれぞれ調整する。

（５）新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の募集事項を決定する取締役会決議の日後２年を経過した日から当該決議の日後10年を経過する日までの範囲内で、当該取締役会決議の定めるところによる。

ただし、行使期間の最終日が当社の休日に当たるときはその前営業日を最終日とする。

（６）新株予約権の行使条件

①　新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役、執行役員又は従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、取締役又は監査役が任期満了により退任した場合、執行役員又は従業員が定年で退任又

は退職した場合、その他正当な理由がある場合は、この限りではない。
② 当社の取締役会が定める事業年度において、当社の業績が当社の定める一定の目標を達成しなければ新株予約権を行使することができない。
③ 新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は、新株予約権を行使することができる。

（7）譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。

（8）新株予約権の取得条項
①新株予約権者が権利行使をする前に、上記(6)の定め又は新株予約権割当契約の定めにより新株予約権を行使できなくなった場合、当社は当社の取締役会が別途定める日をもって当該新株予約権を無償で取得することができる。
②当社は、以下イ、ロ、ハ、ニ又はホの議案につき当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は当社の取締役会で承認された場合）は、当社の取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
イ 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
ロ 当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案
ハ 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
ニ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
ホ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

（9）その他の新株予約権の内容
新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めるものとする。

（ご参考）
なお、本定時株主総会終結の時以降、当社の幹部従業員に対しても上記のストック・オプションと同内容のストック・オプションを取締役会決議により割り当てる予定です。
また、上記のストック・オプションとは別に、当社の取締役及び幹部従業員に対して業績条件を付した有償ストック・オプションを取締役会決議により割り当てる予定です。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都港区芝五丁目36番４号
札の辻スクエア　11階
港区産業振興センター大ホール
TEL 03－6435－0601

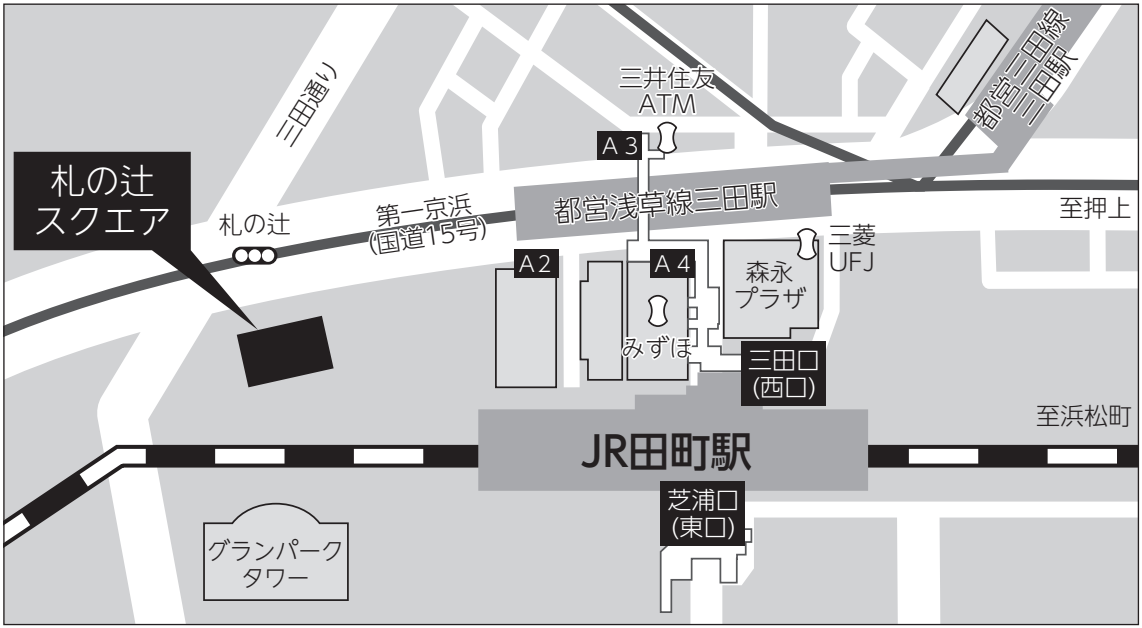

交通　ＪＲ山手駅田町駅　　三田口（西口）より　徒歩約４分
都営三田線・浅草線三田駅　A3出口より　　徒歩約３分